

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「114, 600円」を「116, 800円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。